

議事要旨(2)企業会計基準「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」について

新井専門委員より、会計基準案、適用指針案の前の企業会計基準委員会からの変更点等について説明が行われた。標題の会計基準案及び適用指針案は、下記の審議の後、細かい字句等の修正については委員長に一任の上、出席委員 10 名全員の賛成により公表議決された。

前回の企業会計基準委員会からの主な変更点等は以下のとおりである。

(1) 継続企業の前提への重要な疑義

- ・ 重要な疑義を解消するための経営計画がない場合の注記
- ・ 四半期会計期間の末日に存在した継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が四半期財務諸表を作成する日までの間に解消又は大幅に改善した場合若しくは当該事象又は状況が変化した場合の記載

(2) 子会社を取得又は売却した場合等のみなし取得日又は売却日

- ・ 重要性が乏しいときのみなし取得日又はのみなし売却日

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

- ・ 基準案と適用指針案の内容の整合

委員より指摘された主な点とその対応は以下のとおりである。

(継続企業の前提への重要な疑義)

重要な疑義を解消するための経営計画がない場合の取扱いについて、文章をより明瞭にすべきであるという指摘があり、指摘に沿って基準案の当該部分について修正することとした。

以上